

第 165 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	平成 29 年 7 月 18 日（火）午後 3 時 00 分～4 時 40 分 経済調査会会議室
出席委員	朝堀泰明、加藤佳孝、小路直彦、鈴木準、野口貴文（委員長）（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																								
<p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」8月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○生コンの値上げ理由の説明として、今後のコスト増の為とする協組と、すでに起こっている人手不足等に対応するためとする協組がある。協組によって事前と事後の対応が分かれる点について、どのように考えたら良いか。</p> <p>○大阪地区の組合加入率が非常に高いが、員外社の動きはどのようになっているのか。また、更なる値上げの可能性についてはどのように考えているか。</p>	<p>・前回議事概要案が承認された。</p> <p>・審査対象資材のうち、8月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は次のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><品目></th> <th style="text-align: center;">[地区]</th> <th style="text-align: center;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上申した資材】</td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>中国の輸出関税の引き上げにより鉄屑輸出が停滞する中、日本産鉄屑への引き合いが強まる。ヤード買い入れ価格の引き上げに伴い、市況は上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td style="text-align: center;">横浜、京都、大阪</td> <td>横浜は生産コストの上昇を背景に、昨年10月から実施していた値上げの一部が浸透。京都は採算改善に向け売り腰を強め、大阪は組織率の向上により組合員の足並みがそろい、それぞれ上伸。</td> </tr> <tr> <td>PC鋼より線</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>3月以降、製造コストの上昇を背景に打ち出されたメーカーの値上げが需要家に受け入れられ、上伸。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【下落した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td style="text-align: center;">富山、石川、福井、中部、近畿、中国、四国</td> <td>需要家側の購買意欲が乏しく、当用買いに徹している。安値で折り合う場面も見られ、近畿地区を中心に若干の下落。</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td style="text-align: center;">全国</td> <td>製油所の定期修理等で供給が絞られるなか、国内需給は均衡している。元売会社は原油市場の下落を卸価格に反映し、市況は下落。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・横浜地区の調査において、事前の備えとするヒアリング情報があったことは確か。ただし、ほとんどの協組では、実際に起こっている人手不足、プラント運営コストの増加、輸送コストの増加等を理由とした事後の値上げとして打ち出されるのが一般的と考える。今後見込まれるコスト増を理由とした値上げであった場合、事後になって需要家側から値引き要求の対象となることもあり得るので、今後の推移を注視していくこととする。</p> <p>・員外社の動きについて、協組が加盟していないと商売できないという状況ではない。大阪地区は、かつて組合が活立していた苦しい時代もあったが、現状一枚岩といえる状況になっている。協組は、今回の値上げについて、今まで不当に安かったという認識に基づいた「値戻し」ととらえており、今後、更なる値上げが打ち出される可能性は否定できない。</p>	<品目>	[地区]	(理由)	【上申した資材】			鉄屑	全国	中国の輸出関税の引き上げにより鉄屑輸出が停滞する中、日本産鉄屑への引き合いが強まる。ヤード買い入れ価格の引き上げに伴い、市況は上伸。	生コンクリート	横浜、京都、大阪	横浜は生産コストの上昇を背景に、昨年10月から実施していた値上げの一部が浸透。京都は採算改善に向け売り腰を強め、大阪は組織率の向上により組合員の足並みがそろい、それぞれ上伸。	PC鋼より線	全国	3月以降、製造コストの上昇を背景に打ち出されたメーカーの値上げが需要家に受け入れられ、上伸。	【下落した資材】			異形棒鋼	富山、石川、福井、中部、近畿、中国、四国	需要家側の購買意欲が乏しく、当用買いに徹している。安値で折り合う場面も見られ、近畿地区を中心に若干の下落。	軽油	全国	製油所の定期修理等で供給が絞られるなか、国内需給は均衡している。元売会社は原油市場の下落を卸価格に反映し、市況は下落。
<品目>	[地区]	(理由)																							
【上申した資材】																									
鉄屑	全国	中国の輸出関税の引き上げにより鉄屑輸出が停滞する中、日本産鉄屑への引き合いが強まる。ヤード買い入れ価格の引き上げに伴い、市況は上伸。																							
生コンクリート	横浜、京都、大阪	横浜は生産コストの上昇を背景に、昨年10月から実施していた値上げの一部が浸透。京都は採算改善に向け売り腰を強め、大阪は組織率の向上により組合員の足並みがそろい、それぞれ上伸。																							
PC鋼より線	全国	3月以降、製造コストの上昇を背景に打ち出されたメーカーの値上げが需要家に受け入れられ、上伸。																							
【下落した資材】																									
異形棒鋼	富山、石川、福井、中部、近畿、中国、四国	需要家側の購買意欲が乏しく、当用買いに徹している。安値で折り合う場面も見られ、近畿地区を中心に若干の下落。																							
軽油	全国	製油所の定期修理等で供給が絞られるなか、国内需給は均衡している。元売会社は原油市場の下落を卸価格に反映し、市況は下落。																							

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
<p>○組合に加入している生コン会社について、社員の給与は各社毎か。</p> <p>○大阪地区の生コンは、最頻値16,200円/m³で一本化されているが、取引数量の違いによる価格差を確認しているか。</p> <p>○PC鋼より線の調査結果について、最高値と最安値の価格差が小さく感じるが。</p> <p>3. 「積算資料」8月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> <p>○総じて需要は低迷という説明であったが、現在の需要量が普通ということは考えられないか。</p> <p>4. その他 (1) 次回開催予定</p>	<p>・その通り。組合加入の有無と各社の給与体系は無関係である。</p> <p>・取引数量と価格は必ずセットで確認している。</p> <p>・掲載価格の決定にあたっては【掲載価格の条件】に記載されている取引数量を前提として調査している。最高値と最安値の価格差が小さく感じられるのは、大阪地区の生コンと同様に、取引数量と価格をセットで確認していることによる。</p> <p>・審査対象資材のうち、8月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市はなかった。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック需要の本格化が控える首都圏等を除けば、全国的に建築系資材の需要は盛り上がりを欠いた状態と認識しているが、指摘の通り、現在の需要量が通常の水準であるという可能性は十分あると思われる。引き続き、推移を注視していくこととする。</p> <p>・平成29年8月17日（木）10時～12時と決定。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第 3 条 委員は、公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。